

盛岡商工会議所都南地域運営協議会からの要望について

1 要望書提出の経緯について

平成 29 年 1 月 23 日に「盛岡商工会議所都南地域運営協議会（以下「都南運営協議会」という。）」から「県央ブロックごみ処理施設整備候補地について」の要望書が「県央ブロックごみ処理施設整備候補地検討委員会（以下「検討委員会」という。）」あてに提出されたが、具体的な要望場所が示されておらず、検討委員会の他の整備候補地の現地調査も実施済みであったことから、検討委員会では、「除外要件や立地回避要件、評価項目に基づき「県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会（以下「広域化推進協議会」という。）」において取扱いの判断をされるよう要望する」とした意見を付した報告書をまとめた。

その後、平成 29 年 4 月 20 日に都南運営協議会から具体的な場所が記載された要望書（資料 2-2）の提出があったことから、広域化推進協議会において要望の取扱いを判断するものである。

2 要望の取扱いに対する考え方について

ごみ焼却施設にはマイナスイメージを持たれることが多く、整備地の選定に当っては地元住民の理解に多くの時間を要する事例がある中で、理解を示して地域振興に寄与する施設として捉え、積極的な要望をいただくことは、整備地選定においては前向きに判断するべきものと考えられる。

広域化推進協議会は、平成 41 年度に新しいごみ焼却施設稼働を目指すことが目的であり、候補地の公表及び住民説明会開催前での要望であることから、当該土地を整備候補地とするかを協議するものである。

また、要望団体からは、高付加価値型農業（余熱を利用したハウス栽培）の導入について提案がなされているところであり、農業振興の点についても考慮されている。

なお、平成 28 年 8 月、整備候補地適地の情報提供を求めた際に、「建築物」と「圃場整備」要件については、土地所有者等の承諾が得られるような場合には、整備候補地の対象として取り扱うことを検討委員会で確認済みである。

3 要望場所の評価結果について

除外要件及び立地回避要件を確認した上、第2次整備候補地9か所を選定する際に使用した評価項目であるアクセスの容易性（2車線以上道路に近接）、候補地選定の合意形成（要望場所）、開発投資の経済性（上水道、下水道、電気）、敷地面積の確保、地形、搬入道路の集落通過（主要道路以外の搬入道路通過）などに優れており、委員会報告書の最終整備候補地と同等の立地条件であることが確認された。

さらに、県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想で想定している中継施設1か所が整備不要となる可能性があることや、地域振興策の提案が周辺農地の付加価値を高める農業振興の点を考慮しているなどを踏まえ、整備候補地として位置付けることがふさわしいと判断できる。